

## 茨城県社会保険労務士会へ令和8年度の最低賃金引上げ及び賃上げ支援助成金パッケージ等の周知等の取組について要請を行いました！

令和8年9月18日



写真(左)は佐藤局長

写真(右)は木村会長

本県の最低賃金額は、令和8年10月18日(日)から、現行の最低賃金額(時間額1,074円)を62円引上げ、1,136円に改正適用されることを受け、9月18日(金)、茨城労働局長は、茨城県社会保険労務士会会長に対し、最低賃金引上げ及び賃上げ支援助成金パッケージ等の周知等の取組について、要請を行いました。

※最低賃金の詳細については、「[最低賃金制度](#)」で検索してください。

※各種支援施策については、[以下をクリック](#)してください。

[賃上げ支援助成金パッケージ](#) | 厚生労働省

【問合せ先】

茨城労働局労働基準部賃金室

TEL:029-224-6216